

史料紹介

延宝七年江州甲賀郡美濃部水口村古城廻御檢地帳抜書

大塚 英 二

延宝期の檢地は古檢地に対する新檢地で、幕領村々においてなされたものである。ここで紹介する延宝七年（一六七九）七月「江州甲賀郡美濃部水口村御檢地帳」もそうした檢地帳の一つとして知られ、すでに『水口町志』（水口町、一九六〇年）において具体的に検討されている。しかしながら、ここで取り上げるのはその「抜書」として同年十一月に改められたものであり、なにゆえこうしたものを作成されたのか検討する必要がある。その際、抜書は美濃部水口村のうち「古城廻」と限定されており、その意味も考えなければならぬ。

なお、当該史料は水口山蓮花寺という一寺院の所有にかかるとあり、この点をまず考慮しなければならないが、それは次のように考えて問題ないだろう。すなわち、蓮花寺文書には水口宿村の役人を長くつとめていた中村氏（市郎右衛門家）の文書が混入していることが確認される（例えば、中村市郎右衛門の署名入りの記録や同家当主の手になる同家家伝に関わる留書が蓮花寺文書中に残されている）ので、当該檢地帳抜書もまた中村家文書の一つとして存在した可能性が高いと推測する。

以下、『水口町志』と重なる部分も多いが、史料の意図するところを把握するため、その全文を掲げ、そのあとに先の問題関心にとり若干の考察を加えることとする。

（表紙）

「延宝七己未年四冊之内四之帳拔書

江州甲賀郡美濃部水口村古城廻御檢地帳

井伊玄蕃頭内

戸塚左太夫

七月十九日

同

内山太左衛門

」

ノ 右之寄 新檢之覚

下田三反七畝式歩

但老石代

此分米三石七斗五合

上畑三町六反三畝三步

但老石代

此分米三拾六石三斗九合

中畑式町七反七畝廿五歩

但八斗代

此分米式拾式石式斗式升九合

下畑八反拾四歩

但六斗代

此分米四石八斗式升八合

反合七町五反八畝拾四歩

分米合六拾七石七升壹合

延宝七己未年十一月廿九日改

庄屋 勘右衛門

年行事 兵左衛門

同 喜左衛門

右之寄

古城廻分

同 伝左衛門

同 利兵衛

古檢 貳拾七町八反九畝歩八歩

上々田三拾五町貳反貳畝八歩

此分米五百六拾三石五斗六升三合

但壱石六斗代

古檢三拾六町貳反五畝歩

上田五町六反六歩

此分米百三拾八石四斗貳升八合

但壱石四斗代

古檢拾三町六反六畝廿八歩

中田拾八町八反九畝貳歩

此分米貳百廿六石六斗八升八合

但壱石貳斗代

古檢九町壱反拾九歩

下田拾三町六反六畝廿六歩

此分米百三拾六石六斗八升七合

但壱石代

古檢三町九反三畝拾四歩

下々田四町七反六畝拾貳歩

此分米三拾八石壱斗壱升貳合

但八斗代

古檢拾町四畝拾六歩

上々畑拾壹町六畝廿五歩

但壹石貳斗代

此分米百三拾貳石八斗貳升

古檢拾四町五反九畝廿四歩

上畑拾六町九反九畝貳歩

但壹石代

此分米百六拾九石九斗七合

古檢拾町貳反九畝五歩

中畑拾壹町九反八畝拾歩

但八斗代

此分米九拾五石八斗六升七合

古檢六町四畝拾五歩

下畑八町六反八歩

但六斗代

此分米五拾貳石九升六合

古檢貳町八畝廿三歩

下々畑三町貳畝九歩

但四斗代

此分米拾貳石九升貳合

古檢貳畝拾九歩

木荒貳町八反七畝七歩

但壹斗代

此分米貳石八斗七升貳合

古檢貳町六反廿壹歩

屋鋪四町五反八畝七歩

但壹石貳斗代

内壹反歩御蔵屋敷

此分米五拾四石九斗八升八合

内壹石貳升御藏屋敷

外三反壹畝廿五步

四壁除之

反合百七拾七町三反五畝貳步

内壹反步 御藏屋敷

内

古檢百七拾三町六反九畝廿五步

内三拾七町壹反四畝拾三步 永荒川成委細帳未有

百三拾六町五反五畝拾貳步

古檢有反

内貳拾町六反貳畝廿八步

荒起返り

三拾四町壹反四畝五步

竿先之出目

六町六反五畝拾五步

古檢無之分

古高貳千貳百貳拾五石五斗貳升四合

内三百八拾三石三斗四升壹合 永荒川成井水水道成

分米合貳千百貳拾四石壹斗貳升

委細帳未有之

内壹石貳斗御藏屋敷 但御藏有之内御年貢除之

外百壹石四斗四合

新檢減

内千八百四拾貳石壹斗八升三合

古檢有高

内貳百廿四石八斗八升六合

荒起返り

貳百三拾九石九斗貳合

出高

四拾貳石三升五合

古檢無之分

右之寄

一草山 式千四百壹間  
貳百間 百六拾丁六畝廿歩 村中

此山手米壹石六斗壹合 定納

字後野

一芝野 三百廿間  
百拾五間 拾貳町貳反六畝廿歩 村中

一御公林 貳百貳拾五間  
貳百貳拾間 拾六町五反歩 古城山

此御林松木壹尺廻り分三尺廻り迄木茂り

一御公林 百四拾間  
五拾間 貳町參反歩

此御林小松所々二有

字古城廻

一池床 百七拾間  
四間 貳反貳畝廿歩 村中

是者古来分池床、年数不知

字古城廻り

一池床 三拾間  
拾間 壹反歩 村中

右同断

同所

一池床 拾五間  
三間 壹畝拾五歩 村中

右同断

右者江州甲賀郡美濃部水口村檢地依被仰付候、六尺間等を以壹反三百歩也、町反畝歩員数・斗代高下分量委細書記、帳面相極置者也

延宝七己未年七月十九日

檢地惣奉行

戸塚左太夫

同 内山太左衛門

同元ノ 山田甚五右衛門

同役人 岡次左衛門

檢地竿奉行

黒屋又七郎

水口村庄屋案内共

弥次兵衛

同断 九左衛門

同断 三郎兵衛

同断 甚左衛門

同断 九郎左衛門

同断 庄右衛門

同断 五郎兵衛

同断 善吉

同断 瀬兵衛

同断 甚右衛門

右之外除地

一屋鋪 九間 壹畝拾五歩 八幡境内、但宮建有

一屋鋪 五間 五拾五間 四反五畝廿五歩 若宮八幡境内、但宮建有

一屋鋪 貳拾三間 壹反六畝三歩 信徳寺境内、但寺建有

一屋鋪 六拾壹間 三反貳畝拾六歩 松元寺境内、但寺建有

一屋鋪 拾六間 貳反八畝十貳歩 蓮花寺境内、但寺建有

一屋鋪 貳拾七間 三反 七間 三反 信福寺境内、但寺建有

一屋鋪 拾三間 九畝廿七歩 東見寺境内、但寺建有

一屋鋪 貳拾七間 貳畝拾歩 極楽寺境内、但寺建有

右八ヶ所者慶長七寅之年山田三右衛門・太田金次郎・山本四兵衛・高見平右衛門檢地之従時分除来、古水帳ニも無

御朱印 之前々々除地紛無之二付、吟味之上此度も除之

一貳拾九石三斗 大徳寺屋敷

一百五拾七石五斗五升貳合 水口町中屋敷

是者慶長七寅之年米田清右衛門檢地時分

一貳拾三石七斗五升六合 東福寺分

是者慶長拾巳之年林伝右衛門御代官之時分

一貳石貳斗三升八合 道成り

右同断 山川藤兵衛・百々百右衛門屋敷

一壹石七斗五合 御城御殿下

一四拾五石六斗九升七合



一 壹石六斗八合

内御城番衆長屋御建分

一 五石六斗五升貳合

御代官猪飼次兵衛屋敷

一 永荒七町六反九畝廿四步

此分米九拾壹石四斗六升九合

内

永荒五十町九反四畝拾四步

村中

分米七拾壹石三斗三升六合

永荒四反五畝拾步

新檢三反五畝廿二步

村中

分米四石五斗三升三合

永荒壹町三反步

新檢貳町壹畝步

村中

分米拾五石六斗

一 永荒貳拾九町四反四畝拾九步

村中

此分米貳百六拾八石四斗四升四合

是者古水帳へ反步計書付有之候二付、此度遂吟味候処二、河成無地紛無之時如此記置者也

一 貳拾五石三斗貳升八合

御城廻り井水水道成

墨付貳百三拾四枚之内落字付字無削目分

裏貳枚

(以下異筆)

古檢下畑八步

伴町

一中畑

拾壹步 伝十郎

四間貳尺  
貳間三尺

字名古屋城中畑式畝歩

此分米式升九合 但八斗代

一下田 拾七間  
六間式尺五寸

三畝拾九歩 伝十郎

此分米三斗六升三合 但壺石代

古検下畑三畝式歩

一下畑 六間  
五間三尺

壺畝三歩 同人

此分米六升六合 但六斗代

古検右之内

一下畑 拾式間三尺  
七間壺尺五寸

三畝拾六歩 同人

此分米式斗壺升式合 但六斗代

古検下畑五歩

一下畑 拾式間  
五尺

拾歩 同人

此分米式升 但六斗代

（傍線：筆者）

本史料は豎二四センチメートル・横一七センチメートルの半紙判の大きさで、丁数一四の比較的薄い堅帳型のものである。表紙は通常の延宝検地帳と全く同じで形式である。本史料が四冊中の第四冊目に当たることが明記され、担当した彦根藩奉行人の連署がある。

当該史料は抜書であるため、いきなり新検の「寄」に入る。それは水口村のうち「古城廻分」の寄であることは記載より明らかで、反別で七町五反八畝一四歩、分米で六七石七升一合しかない。そして、全体を改め、この寄を作成した

のが水口村庄屋勘右衛門と年行事兵左衛門ら四名であったことも確認できる。改めたのは延宝七年十一月二十九日であり、検地帳が作成され村側に交付された同年七月十九日からは四ヶ月以上が経過している。その年紀のあとの記載は「江州甲賀郡美濃部水口村御検地帳」の記載と全く同じであろう。おそらく水口村庄屋と年行事が作りたかったのは「古城廻」の負担に関わる記載と、検地の総まとめとなる部分であったと考えられる。それゆえ、村役人はそこだけを抜いて改めたのであった。

ところで、この「古城廻」を書き抜いた意味は何であろうか。これは推測の限りでしかないが、村側が特定のまとまりごとに分割して新検の寄を作っていたのではないだろうか。つまり、村をいくつかの区画に分け、何冊も抜書きを作り、年貢諸役等の対応に準備したものと推定される。そうすれば、十一月の末に改められたのにも納得がいく。つまり、年貢免定が交付され、それに合わせて負担を小割して徴収のうえ皆済していくのが十一月半ばから十二月初頭にかけてであるから、ちょうどその頃に本史料が作成されたのだと考えられる。

それでは、次に史料末尾の記載にかかわる点を考察しよう。すなわち、最後は伴町伝十郎の名請地が五筆記されているのである。これは検地帳の記載としては全く異例であり、間違いなく追記分である。実際、その五筆は筆跡も墨の色もそれ以前とは異なっている。合計で反別八畝二九歩、分米六斗九升であるが、この五筆分が何を意味するのか考えよう。具体的に見ると、一筆目は古検で下畑八歩であったものが中畑で一歩となつている。同様に二筆目以降も中畑二畝歩が下田三畝一九歩、下畑三畝二歩が同一畝三歩、下畑三畝一歩が三畝一六歩、下畑五歩が同一〇歩となつている。すべて、古検地との地目・等級あるいは反別での変化が見取れるのであり、もちろんそれに応じて分米が変動したことは言うまでもない。

要するに、この新検地である延宝検地の古検地との相違＝変化を示したことが確認できるのであるが、そもそも検地帳にはそうした異動が記されることはない。だから、追記されたのである。しかし、ここで大きな問題が残っている。それは何故その異動の追記が伝十郎分だけだったのかということである。これもまた推測の域を出るものではないが、

伝十郎という人物が中村市郎右衛門と特別な関係（たとえば土地所持権の移動などが考えられる）を有しており、その者Ⅱ家のために新検地の打出し分について知らしめることを念頭において、古検地帳と比較してその部分を追記の形で記入したのであろう。ともかくも、番町伝十郎の新規の年貢・諸役負担に関わって追記がなされたことは間違いないからう。新しい検地が行われれば当然負担も変化する。それを目に見える形で示したのが、この抜書き最後の部分だったのである。本来ならば、その変化の部分すべてを記したいはずであったが、特別に伝十郎だけが取り上げられたというのが真相だろう。

まとめると、この検地帳抜書は、検地帳記載の内容のうち村方が年貢諸役等徴収作業に便利となるように地域ごとに寄せの部分を書き取って作った写しであり、古城廻りという水口村内の特定地域が単位として設定されていたと考えられる。別稿（拙稿「史料解説 近江国水口宿蓮花寺所蔵「宿村庄屋覚書」について」『愛知県立大学日本文化学論集』3号、二〇一二年掲載予定）で示したように、古城廻りには中村市郎右衛門家の祖先が再開発した地域であり、村内の他の地域と区別する必要があったのかも知れない。そして、中村氏はその抜書のうちに、特別な関係のある者のため古検から新検への変化について追記をなしたと考える。即ち、延宝七年検地帳の作成↓村側の抜書作成↓特定家のために負担を明確にした追記の記入という流れである。

以上のような検地帳抜書と称する史料を不明にして筆者は知らなかったが、調べてみると、存外そうした「抜書」は散見される。たとえば、『福井県史』通史編3近世一の第三章には「丸岡領村々太閤検地帳抜書」が紹介されており、それは丸岡藩領の各村の検地帳の末尾を写したものとされる。これは土地の等級ごとの斗代を確認する便を図ったものと推定されるが、こうした形で、検地帳のすべてを写す必要がなく、取得すべき内容のみを写し取る作業はどこでも行われていた可能性がある。そもそも「小拾い帳」と称するものが史料目録にはよく出てくるが、これは各経営がその検地帳上の持ち分を書き抜いて持っているもので、検地帳抜書の一種と見てよいものであろう。ともかくも、小稿はやや特殊と思われた史料の性格を確定するため一つの作業を行っただけであるが、これにより史料の作成過程がわずかで

あつても解明されたと思われる。

最後になったが、本史料の調査と翻刻を快くお許しいただいた蓮花寺住職久我義寛氏に深甚なる謝意を表したい。

# The Land Survey of Minobe-Minakuchi village in 7th of the Enpou era

OHTSUKA Eiji

The Extract from Enpou (延宝) 7th Fields Measure Notes of Minakuchi (水口) Village Kojomawari (古城廻) in Omi (近江) Province.

## **Abstract**

The extract from Enpou 7th Fields Notes of Minakuchi village in Omi province was the copy note founded on the total at an area fields of the village in order to collect the tribute for farmers. A particular unit, Minakuchi village Kojomawari was set up for the collection. Kojomawari was an area the ancestor of the Nakamura family had redeveloped, and it was distinguished from another area in the village. One of the Nakamura family added a script in the extract about the change from the old Fields Measure Notes to the new one for the family that was related in particular, that is to say, the extract was made out in the process, making Enpou 7th Fields Measure Notes → making the extract from the notes by the village → adding the script to make the charge of the family clear.